認知症予防のための補聴器購入費助成

50~74歳の中等度難聴の方に

補聴器の購入費を

助成します

聴力の低下により日常生活に支障をきたしている中高年の方のコミュニケーション能力の維持・向上を図るため、補聴器の購入費の一部を助成します。



対象者

身体障がい者手帳の交付対象とならない聴力の方で、次の1~6全てを満たす方

- 1 新潟市内に住所がある50歳以上74歳以下の方(申請時点)
- **2** 両耳の聴力レベルが、それぞれ40デシベル以上の方 ただし、医師が補聴器の装用を必要と認めた方はこの限りではありません
- 3 補聴器の装用により、コミュニケーション能力の維持・向上について一定の効果が期待できると医師 が判断した方
- 4 市税の滞納がない方
- 5 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではない方
- 6 過去に本事業による助成を受けたことがない方

助成額

補聴器購入費の2分の1以内(上限25,000円)

- ※補聴器の附属品単体での購入、修理、部品交換及び調整等の費用は対象外
- ※助成は予算の範囲内で行います

申請方法

事前申請(購入後に申請することはできません)

裏面のとおり

問い合わせ

新潟市保健所健康増進課

健康づくり・歯科保健担当

2025 (212) 8166

ホームページ https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobo_kenshin/yobou-hotyouki/yobouhotyouki.html

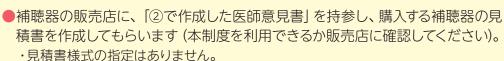


申請方法

- 1 申請書等書類の準備
- ●新潟市保健所又は区役所の窓□ (健康福祉課) やホームページ等で 「助成申請書」、「医師意見書」を準備します。



- ②「医師意見書」の準備…医療機関(耳鼻科等)を受診する 必要書類: 医師意見書
- ●医療機関を受診し、申請の対象となるか相談します。
- ●対象となるときは、意見書の作成を医師に依頼します。
 - ・身体障がい者手帳の診断書の作成ができる指定医師が作成した意見書に限ります。
 - ・意見書の作成や受診にかかる経費は、自己負担です。
- 3 「補聴器の見積書」の準備…販売店に行く 必要書類:②で作成した医師意見書





- 4 申請…保健所又は区役所に行く
 - 必要書類:申請書、②で作成した医師意見書(作成日から3か月以内のもの)、
 - ③で作成した補聴器の見積書、納税証明書(新潟市制度用)
 - ※納税証明書 (新潟市制度用) は、市民税課、各区役所区民生活課 (中央区役所除く) 又は各出張所で発行しています (有料)。
- ●新潟市保健所又は区役所の窓□ (健康福祉課) に必要書類を提出します。

助成決定 (却下) 通知が郵送で届く (申請から概ね2週間)

5 補聴器の購入…見積書を作成した補聴器販売店に行く 必要書類:決定通知書、実績報告及び請求書兼委任状



- ●決定通知書が届いたら、補聴器を購入します(助成額との差額分をお支払いください)。(注)概ね1か月以内に購入してください。
- ●実績報告及び請求書兼委任状を補聴器販売店に提出します。
 - ・補聴器販売店が市に実績報告及び請求書兼委任状を送付し、助成金の請求を行います。

3月に購入を検討されている方へ

会計年度が終了する3月31日までに、①から⑤までの手順をすべて完了する必要があります。 手続きが完了できない場合は、助成できないことがありますので、購入までに要する期間等、 あらかじめ補聴器販売店とご相談ください。